

千葉市立小学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月24日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第63号

千葉市立小学校設置条例の一部を改正する条例

千葉市立小学校設置条例（昭和39年千葉市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表千葉市立千城台北小学校の項、千葉市立千城台西小学校の項、千葉市立千城台南小学校の項及び千葉市立千城台旭小学校の項を削り、同表に次のように加える。

千葉市立千城台わかば小学校	千葉市若葉区千城台北1丁目4番1号
千葉市立千城台みらい小学校	千葉市若葉区千城台東3丁目18番1号

附則第2項を次のように改める。

- 令和2年4月1日から規則で定める日までの間、第2条の表千葉市立千城台わかば小学校の項中「千葉市若葉区千城台北1丁目4番1号」とあるのは「千葉市若葉区千城台西2丁目21番1号」とする。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の表千葉市立千城台南小学校の項及び千葉市立千城台旭小学校の項を削る改正規定並びに同表に千葉市立千城台みらい小学校の項を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。